

相談窓口

1

障害福祉課

事業内容

〈管理・政策推進グループ〉

障害者福祉・関係行政機関等との連絡・調整を行っています。

- ①心身障害者等福祉団体への助成(→137ページ)
- ②身体障害者相談員、知的障害者相談員に関すること(→47ページ)
- ③スポーツのつどい、ふくし健康まつりの開催(→109ページ)

障害者差別解消法に関する相談や障害福祉施策に関することなどを行っています。

〈給付グループ〉

給付に関する相談を行っています。

- ①心身障害者福祉手当など、各種手当の受付、支給(→54～60ページ)
- ②心身障害者扶養共済の受付(→60ページ)
- ③原爆被爆者見舞金の受付(→62ページ)
- ④心身障害者医療費等の助成(→63ページ)

〈施設・就労支援グループ〉

就労に関する相談を行っています。

〈知的障害者支援グループ〉

知的障害者の方々の障害福祉サービス利用等の相談、支援を行っています。

〈児童・障害児支援グループ〉

障害児の障害福祉サービス等および障害児通所支援の利用の相談、支援を行っています。

医療的ケア児支援に関する相談を行っています。

〈精神障害者福祉グループ〉

精神障害者・難病等の方の障害福祉サービス利用の相談、支援を行っています。

〈発達障害者相談グループ〉

発達障害について、あらゆる年齢層の当事者、家族等からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関をご紹介します。

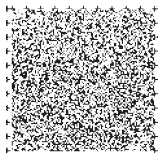
〈身体障害者支援第一・第二グループ〉

〈東部障害支援センター・

西部障害支援センター※〉

身体障害者の方々や心身障害者(児)等に対する障害福祉サービス利用等の相談、支援を行っています。

- ①身体障害者手帳の申請と交付(→50ページ)
 - ②自立支援医療(更生医療)の給付(→64ページ)
 - ③補装具費の支給(→74ページ)
 - ④日常生活用具の給付(→74～76ページ)
 - ⑤住宅改修費の給付(→76ページ)
 - ⑥出張理美容サービス(→77ページ)
 - ⑦寝具類洗濯乾燥サービス(→78ページ)
 - ⑧紙おむつの支給・おむつ購入費の助成(→78ページ)
 - ⑨機能回復受術券の交付(→79ページ)
 - ⑩点字図書 of 給付(→79ページ)
 - ⑪緊急通報システム(→79ページ)
 - ⑫ホームヘルプサービス(→81ページ)
 - ⑬短期入所(ショートステイ)(→85ページ)
 - ⑭身体障害者の施設入所(→133ページ)
 - ⑮福祉タクシー券の交付(→86ページ)
 - ⑯自動車燃料費の助成(→86ページ)
 - ⑰自動車運転教習費の助成(→86ページ)
 - ⑱自動車改造費の助成(→87ページ)
 - ⑲車いすの貸出(→87ページ)
 - ⑳補助犬の給付(→87ページ)
 - ㉑都営交通無料乗車券・有料道路通行料等の交通割引の受付(→121・122ページ)
 - ㉒NHK受信料の減免(→124ページ)
- 東部・西部障害支援センターでは、申請受付及び特定相談支援事業(→34ページ)を行っています。



申請窓口

窓口	区域
障害福祉課 身体障害者支援 第一・第二グループ	北大塚3丁目、上池袋1~4丁目、東池袋1~5丁目、南池袋1~4丁目、西池袋1~5丁目、池袋1~4丁目、池袋本町1~4丁目、雑司が谷1~3丁目、高田1~3丁目、目白1~5丁目
東部障害支援センター	駒込1~7丁目、巣鴨1~5丁目、西巣鴨1~4丁目、北大塚1・2丁目、南大塚1~3丁目 ※42ページの③④⑤⑦⑩については申請前に身体障害者支援第一・第二グループの地区担当職員にご相談ください。
西部障害支援センター	南長崎1~6丁目、長崎1~6丁目、千早1~4丁目、要町1~3丁目、高松1~3丁目、千川1~2丁目 ※42ページの③④⑤⑦⑩については申請前に身体障害者支援第一・第二グループの地区担当職員にご相談ください。

<心身障害者福祉センター>
 身体障害の方(18歳~64歳)の相談、支援を行っています。
 ①機能訓練に関する相談
 ②リハビリテーション医・OT・PT・STによる専門相談
 ③臨床心理士による中途障害に関する相談
 高次脳機能障害の方(全年齢)の相談、支援を行っています。
 (→129ページ)

<基幹相談支援センター>(→129ページ)
 障害者の方の総合的な相談支援と地域の相談支援のネットワークづくり

<障害者虐待防止センター>(→130ページ)
 障害者虐待に関する相談や通報・届出

<障害福祉課>
 〒171-8422 南池袋2-45-1 (区役所4階)
 ・管理・政策推進グループ ☎(3981)1766
 ・給付グループ ☎(3981)1963
 ・施設・就労支援グループ ☎(3985)8330

所在地

・身体障害者支援第一グループ ☎(3981)2141
 ・身体障害者支援第二グループ ☎(4566)2442
 ・知的障害者支援グループ ☎(3981)1853
 ・児童・障害児支援グループ ☎(4566)2451
 ・精神障害者福祉グループ ☎(3981)1988
 ・発達障害者相談グループ ☎(4566)2445
 FAX(3981)4303 (各グループ共通)

<東部障害支援センター>
 〒170-0005 南大塚2-36-2
 ☎(3946)2511 FAX(3943)9763

<西部障害支援センター>
 〒171-0044 千早2-39-16
 (西部区民事務所内)
 ☎(3974)5531 FAX(3959)8260

<心身障害者福祉センター>
 〒171-0031 目白5-18-8
 ☎(3953)2811 FAX(3953)9441

<基幹相談支援センター>
 (心身障害者福祉センター内)
 ☎(3953)2811 FAX(3953)9441

<障害者虐待防止センター>
 (心身障害者福祉センター内)
 ☎(3953)2870 FAX(3953)9441

池袋保健所・長崎健康相談所

事業内容 精神障害者保健福祉手帳(→51ページ)、自立支援医療(精神通院医療)(→69ページ)、難病の医療費助成(→65ページ)、自立支援医療(育成医療)(→63ページ)、

小児精神病医療費助成制度(入院医療費助成)(→64ページ)、小児慢性特定疾病の医療費助成(→65ページ)、未熟児養育医療等の受付もしています。

池袋保健所健康推進課受持区域

駒込1~7丁目、巣鴨1~5丁目、西巣鴨1~4丁目、北大塚1~3丁目、南大塚1~3丁目、上池袋1~4丁目、東池袋1~5丁目、南池袋1~4丁目、西池袋1~3丁目・4丁目(1~4・7~11・13~18番)・5丁目(1~24番)、池袋1・2丁目・3丁目(1・2・4~10・13・14・19~71番)・4丁目、池袋本町1~4丁目、雑司が谷1~3丁目、高田1~3丁目、目白1~3丁目・4丁目(1~4・17~23・35・36番)

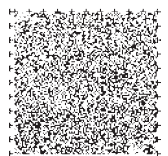
長崎健康相談所受持区域

西池袋4丁目(5・6・12・19~40番)・5丁目(25~28番)、池袋3丁目(3・11・12・15~18番)、目白4丁目(5~16・24~34番)・5丁目、南長崎1~6丁目、長崎1~6丁目、千早1~4丁目、要町1~3丁目、高松1~3丁目、千川1・2丁目

所在地

◎池袋保健所
 〒170-0013 東池袋4-42-16 ☎(3987)4172 FAX(3987)4178

◎長崎健康相談所
 〒171-0051 長崎3-6-24 ☎(3957)1191 FAX(3958)2188



高齢者医療年金課

事業内容 〈国民年金グループ〉 ☎(3981)1952
障害基礎年金の裁定請求に関する相談
に応じています。(→61ページ)

所在地 〒171-8422 南池袋2-45-1(区役所3階)
FAX(3980)5015

子育て支援課

事業内容 〈児童給付グループ〉 ☎(3981)1417
①特別児童扶養手当等について(→59ページ)
②「㊦医療証」について(→69ページ)

③「㊦医療証」「㊧医療証」「㊨医療証」について(→70ページ)
所在地 〒171-8422 南池袋2-45-1(区役所4階)

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じています。また、心身の発達に遅れや、その疑いのあるお子さんに対し、日常生活の具体的な養育、介護の仕方について指導、援助を行っています。(→94ページ)

所在地 ◎東部子ども家庭支援センター
〒170-0012 上池袋2-35-22
☎(5980)5275 FAX(3576)6240
◎西部子ども家庭支援センター
〒171-0044 千早4-6-14
☎(5966)3131 FAX(5966)3137

豊島区児童相談所

児童(0~18歳未満)のさまざまな問題について相談に応じ、専門スタッフが支援、判定、心理教育・心理ケア等を行います。障害児入所施設への入所(→131ページ)、愛の手帳の相談、判定(→50ページ)も行っています。

電話番号 ☎(6758)7910 FAX(6758)7919
所在地 〒171-0051 長崎3-6-24
相談時間 月~金 午前9時~午後5時
※夜間休日の緊急の虐待通告は
☎189へ

介護保険課

事業内容 〈認定審査グループ〉 ☎(3981)1368
介護保険サービスを利用するには、介護や支援がどの程度必要かについて要介護(要支援)認定を受けることが必要です。
※申請は、介護保険課及び高齢者総合相談センター(区内8ヶ所)で受け付けています。

〈相談グループ〉 ☎(3981)1318
介護保険制度や介護保険サービス等に関する相談に応じています。

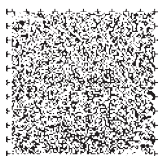
所在地 〒171-8422 南池袋2-45-1(区役所4階)
FAX(3981)6208

障害者サービスと介護保険サービスのしくみ

障害者サービスと介護保険サービスで共通するものは、原則として介護保険サービスが優先しますので、以下に該当する方は、介護保険の要介護(要支援)認定の申請をしてください。

- ①65歳以上の方
- ②医療保険に加入している40~64歳で、下表の病気(特定疾病)が原因で介護が必要となった方

窓口 ※身体障害者支援第一グループ 身体障害者支援第二グループ 東部障害支援センター 西部障害支援センター
(→43ページ)



特定疾病

- | | |
|---|---------------------------------|
| (1) がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） | (9) 脊柱管狭窄症 |
| (2) 関節リウマチ | (10) 早老症 |
| (3) 筋萎縮性側索硬化症 | (11) 多系統萎縮症 |
| (4) 後縦靭帯骨化症 | (12) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| (5) 骨折を伴う骨粗鬆症 | (13) 脳血管疾患 |
| (6) 初老期における認知症 | (14) 閉塞性動脈硬化症 |
| (7) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | (15) 慢性閉塞性肺疾患 |
| (8) 脊髄小脳変性症 | (16) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

東京都心身障害者福祉センター

補装具の判定、愛の手帳の判定(18歳以上)、援護の実施者である区市町村への専門的支援等を行っています。また、高次脳機能障害のある方への相談・支援等を実施しています。これらに加えて、身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。

利用方法 区の障害者在宅支援グループ、東西障害支援センターを通して申し込んでください。ただし、愛の手帳（18歳以上）の判定のみ直接電話で来所する日時を予約してください。

窓口時間 月～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～5時

所在地 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1
東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12階～15階
☎(3235)2946(代表) FAX(3235)2968
・愛の手帳判定予約 ☎(3235)2961

高次脳機能障害専用電話相談

高次脳機能障害のある方やそのご家族に対して生活や就労などの様々な相談に応じています。

利用方法 専用電話 ☎(3235)2955
※電話での相談が難しい場合は FAX(3235)2957まで

相談日時 月～金（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～4時

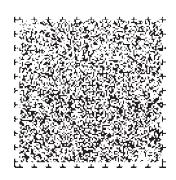
窓口 東京都心身障害者福祉センター
地域支援課高次脳機能障害者支援担当
東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）13階

東京都障害者福祉会館(ピアカウンセリング)

障害別に同じ障害のある相談員が相談を受けます。種別は肢体不自由、視覚、聴覚、吃音、咽頭摘出、知的障害、てんかん、精神障害、自閉症、肝臓障害。

弁護士による法律相談も行っています（一部予約制、無料）。

所在地 〒108-0014 港区芝5-18-2
☎(3455)6321 FAX(3453)6550



手をつなぐあんしん相談（青年期相談）

内 容 知的障害のある人の日常生活、地域でのくらし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

相談日時 月～木曜日 午前10時～午後5時（来所）

所在地 相談の場合は電話で予約）
〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10
オークラヤビル2階
（福）東京都手をつなぐ育成会
☎(5389)2614 FAX(5389)4090

東京聴覚障害者支援事業所

内 容 ①特定相談支援事業・障害児相談支援事業聴覚障害者（児）からの日常生活に関する相談、サービス利用計画等の作成及び評価を行います。
②就労移行支援事業
一般就労を目指す聴覚障害者を対象に支援を行います。リワーク支援としても利用可能です。
※詳細は直接お問い合わせください。

対 象 都内および関東近郊の聴覚障害者（児）や聴覚障害を併せ持った重複障害者（児）

相 談 日 平日午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）
※利用希望の方は、事前にご予約ください。

窓 口 東京聴覚障害者支援事業所
〒150-0011 渋谷区東1-23-3
☎(5464)6058 FAX(5464)6059
E-mail soudan@ap.wakwak.com

聴力障害者情報文化センター

内 容 聴覚障害者及びご家族・関係者に対して生活や職業、聞こえや補聴器などの全般についての相談や、精神保健福祉相談、福祉機器、手話学習等に関する情報提供など行います。

相 談 日 火・水・木・土曜日 10時～17時
金曜日 10時～19時

窓 口 来所、FAX、Eメール、電話で行っています。秘密は厳守します。
（福）聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木1-8-3
☎(6833)5004 FAX(6833)5005
E-mail soudan@jyoubun-center.or.jp

視覚障害者生活サポート

内 容 見えない・見にくいことで生活に不便を感じている方、およびその家族に対し、相談・情報提供や各種訓練（歩行・日常生活動作・調理等）を行います。

費 用 無料（ただし、訪問訓練の場合は有料）

窓 口 東京ヘレン・ケラー協会点字図書館
〒169-0072
新宿区大久保3-14-20
☎(3200)0987
FAX(3200)0982

東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室

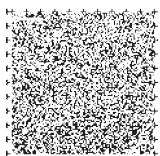
内 容 3歳から18歳までの子どもの精神的な問題や、行動や情緒面の問題に関する相談を受けています。ご本人・ご家族だけでなく、学校の先生など、関係者の方からのご相談にも応じています。

電話番号 ☎042(312)8119（相談室直通）

相談日時 月～金曜日 午前9時～12時
（土・日・祝日・年末年始を除く）
※直接ご来院されての相談には対応して
おりません。

費 用 無料（通話料金のみ相談者負担）

所 在 地 〒183-8561 府中市武蔵台2-8-29
☎042(300)5111（代表）
ホームページ
<http://www.byouin.metro.tokyo.jp/shouni/info/kokorotel.html>



東京都難病相談・支援センター（東京都より業務委託 順天堂医院）

- 内 容**
- ① 電話及び面接による療養・就労相談
月曜日～金曜日の平日
受付時間午前10時～午後4時
難病相談支援員（看護師・ソーシャルワーカー）や難病患者就労コーディネーターが電話又は面談による相談を行っています。
 - ② 難病医療相談会（要予約）
専門医による相談会を開催。
 - ③ 難病医療講演会（要予約）
専門医による講演会を開催。
 - ④ 難病患者就職サポーターによる出張相談（要予約）
毎月第3金曜日にハローワーク飯田橋の難病患者就職サポーターがセンターにて相談を実施。
- 費 用** 無料
- 窓 口** ☎(5802)1892
〒113-0034 文京区湯島1-5-32
順天堂大学診療放射線学科実習棟2階

精神保健福祉センター

- 内 容** こころの電話相談でお話を伺い、適切な医療機関や相談機関をご案内したり、必要に応じて面接相談（予約制）をお受けしています。
- 対 象** こころの健康に関する悩みをお持ちの東部13区（千代田・中央・文京・台東・墨田・江東・豊島・荒川・北・板橋・足立・葛飾・江戸川）および島しょの方
- 所 在 地** 都立精神保健福祉センター
〒110-0004 台東区下谷1-1-3
☎(3844)2210(事務)
- こころの電話相談** ☎(3844)2212
土日祝祭日、年末年始を除く
午前9時～午後5時

身体障害者相談員

区長により委嘱された民間の協力者です。同じ障害者の立場から身体障害者の更生、援護に関する相談に応じています。

窓 口 障害福祉課 管理・政策推進グループ
☎(3981)1766
FAX(3981)4303

氏名	住所	電話・FAX	区分
小宮山芳人	〒171-0052 南長崎	☎(3953)2776	視覚
佐藤 修	〒170-0003 駒込	FAX(5974)5846	聴覚
長谷川則之	〒171-0052 南長崎	FAX(3952)0616	聴覚
山本 哲史	〒170-0013 東池袋	☎090(9451)0019	肢体
武井 悦子	〒170-0004 北大塚	☎080(6521)8001	視覚

(令和5年8月現在)

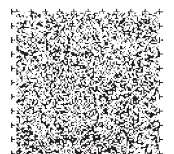
知的障害者相談員

区長により委嘱された民間の協力者です。知的障害者の生活、療育の相談に応じています。

窓 口 障害福祉課 管理・政策推進グループ
☎(3981)1766
FAX(3981)4303

氏名	住所	電話
早川 光代	〒170-0002 巣鴨	☎(3915)6238
磯崎たか子	〒170-0012 上池袋	夜間☎(3916)4769 日中(麦の家)☎(3576)6332
小森由美子	〒171-0051 長崎	☎(3958)7740
吉田 康二	〒171-0031 目白	☎(3951)8971
遠藤とし子	〒170-0012 上池袋	☎(3916)4830

(令和5年8月現在)



民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱されて、担当地域の障害者、高齢者、生活に困っている方等の相談に応じ、区の担当部局への橋渡しや支援を行っています。

住所によって担当が決まっていますので、お問い合わせください。

窓口 福祉総務課 民生・児童委員グループ
☎(3981)1722 FAX(3981)4303

豊島区民社会福祉協議会

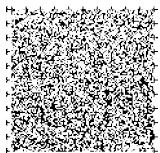
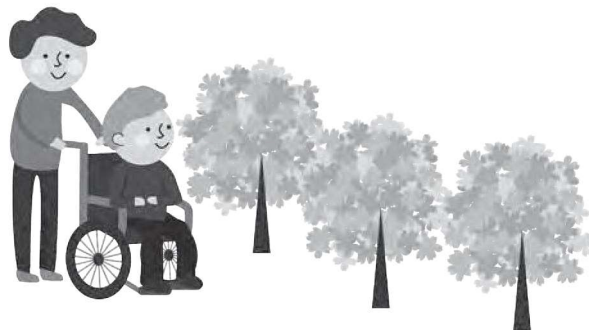
地域の福祉の推進を目指して様々な活動を行っている、民間の福祉団体です。

事業内容

- ・子どもから高齢者まで全世代を対象に暮らしの相談支援を行っています。電話や来所相談、訪問での相談をお受けしています。
 - ・様々な関係機関・団体と協力して地域を元気にしていく活動を実施しています。
- ①コミュニティソーシャルワーカー(CSW)
 - ②福祉サービス利用援助事業(福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」)(→84ページ)、成年後見制度の利用支援(→49ページ)

- ③くらし・しごと相談支援センター
・生活困窮者自立支援事業
 - ④リボンサービス(→83ページ)と協力会員(→111ページ)
 - ⑤困りごと援助サービス(→81ページ)
 - ⑥ハンディキャブの運行と運転協力(→111ページ)
 - ⑦豊島ボランティアセンター(→111ページ)
 - ⑧車いすの貸出(→87ページ)
 - ⑨歳末たすけあい運動・共同募金
 - ⑩障害者施設・団体等への事業助成
 - ⑪親子ふれあい助成事業(→107ページ)
 - ⑫生活福祉資金の貸付(→104ページ)
 - ⑬受験生チャレンジ支援貸付事業
- 〒170-0013 東池袋1-39-2
豊島区役所東池袋分庁舎3・4階
☎(3981)2930 FAX(5954)7105

所在地



成年後見制度の利用支援

成年後見制度とは、本人の判断能力が精神上的障害(認知症、知的障害、精神障害、発達障害等)により不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。大きく次の2種類に分類されます。

〈法定後見〉

申立てにより家庭裁判所が本人の後見等開始の審判等をするとともに成年後見人等を選任するもので、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。

○法定後見の開始の審判の申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族などのほか、『本人の福祉を図るため特に必要があると認めるとき』は、区市町村長もできます。

○申立てに際しては、申立手数料、登記手数料(収入印紙)、送達・送付費用(郵便切手)、必要に応じて鑑定費用等が必要です。また、成年後見人等が選任されて事務を遂行した場合には、その費用や報酬などを本人の財産の中から支払うことになります。

〈任意後見〉

本人の判断能力が十分なうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見受任者)と、判断能力が低下した時の自己の財産管理、療養看護・身上保護等に関する事務(法律行為に限る)の全部又は一部について代理権を付与する任意後見契約を結び、判断能力が不十分な状況になった時に備えるものです。

○任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によることが必要です。

○任意後見契約の効力は、本人の判断能力が不十分となり、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が家庭裁判所に申立てをして、任意後見監督人が選任された時から発生します。

制度利用についての窓口

豊島区民社会福祉協議会

「サポートとしま」

☎(3981)2940

FAX(3981)2946

区以外の相談機関等の窓口

〈成年後見制度について〉

・法務省民事局

☎(3580)4111(代)

制度の問い合わせ 民事局参事官室

登記制度の問い合わせ 民事局民事第一課

・厚生労働省成年後見制度ポータルサイト

<https://guardianship.mhlw.go.jp>

〈成年後見登記制度について〉

登記事項証明書の申請方法等

・東京法務局民事行政部後見登録課

☎(5213)1234(代)

☎(5213)1360(ダイヤルイン)

HPアドレス

https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/category_00006.html

〈申立てについて〉

・東京家庭裁判所 後見センター

☎(3502)5359(直通)

・東京家庭裁判所ウェブサイト

<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>

※「東京家庭裁判所 後見サイト」で検索できます。

〈任意後見制度について〉

最寄りの公証役場(住所・電話番号は「日本公証人連合会」ホームページ等に掲載)

・日本公証人連合会

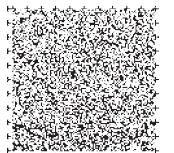
☎(3502)8050

・池袋公証役場

☎(3971)6411

・大塚公証役場

☎(6913)6208



手帳の交付

身体障害者手帳

2

手帳の交付

—身体障害者(児)が各種のサービスを受けるために必要な手帳です—

身体に障害のある方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。障害の程度により1～6級にわかれています（→52ページ）。

①視覚障害	1～6級
②聴覚障害	2～4級・6級
③平衡機能障害	3・5級
④音声・言語・そしゃく機能	3・4級
⑤肢体不自由 （上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1～6級
⑥肢体不自由(体幹)	1～3級・5級
⑦内部障害 （心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸）	1・3・4級
⑧内部障害 （ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害）	1～4級
	1～4級

手帳交付の 手続き

- 1.身体障害者支援第一・二グループ・各障害支援センターで「身体障害者診断書・意見書」を受け取るもしくは東京都保健福祉局のホームページから印刷し、指定医の診断を受けます。
- 2.身体障害者支援第一・二グループ・各障害支援センターへ申請後約1ヶ月で交付されます。

申請に 必要なもの

- ①指定医が記載した「身体障害者診断書・意見書」
- ②顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの、白黒可)
- ③本人等のマイナンバーがわかるもの(新規申請の場合等)

手帳再交付、更新、内容変更の手続き

住所、氏名を変更したときは、必ず届け出てください。

障害の程度に変更のあったときは更新が可能です。

手帳を紛失したときは、再交付できます。

身体障害者手帳取得に係る診断書等経費助成

新規で手帳が交付された住民税非課税世帯の方（生活保護受給者は除く）を対象として、診断書・意見書料を助成（上限3,000円）します。

※手続きの際には、病院等の領収書と本人の口座番号のわかるもの、印鑑が必要となります。

※身体障害者手帳を受け取った日から6か月以内に申請してください。

（→43ページ）

窓 口

身体障害者支援第一グループ
身体障害者支援第二グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

愛の手帳(東京都療育手帳)

—知的障害者(児)が各種のサービスを受けるために必要な手帳です—

知的障害者(児)の保護と自立更生の援助をはかるとともに、知的障害者(児)に対する社会の理解と協力を深めるために設けた制度です。(国の制度としては、療育手帳制度があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。)

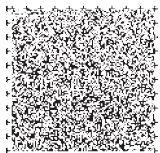
障害の程度により1～4に区分されます。

手帳交付 の手続き

豊島区児童相談所（18歳未満）
または東京都心身障害者福祉センター（18歳以上）へ電話で判定の予約をします。

申請に 必要なもの

- ①写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身)
 - ②個人番号(マイナンバー) 確認書類
- ※その他、手続きに必要なものは、予約時に必ず確認してください。



手帳再交付、再判定、内容変更の手続き

本人及び保護者の住所、氏名に変更があったときなどは必ず届け出てください。
 障害の程度に大きな変更があった時、3歳・6歳・12歳・18歳に達した時は、再判定を受けて更新することとされています（18歳以上は東京都心身障害者福祉センター ☎(3235)2961）。また、手帳を紛失したときは、再交付できます。
 ※電話にて予約のうえ、判定を受けてください。

窓 口 **〈18歳未満の方の判定予約は〉**
 豊島区児童相談所
 ☎(6758)7917 FAX(6758)7919

〈18歳以上の方の判定予約は〉

東京都心身障害者福祉センター
 ☎(3235)2961

〈18歳未満の手帳再交付などの方は〉

児童・障害児支援グループ
 ☎(4566)2451 FAX(3981)4303

〈18歳以上の手帳再交付などの方は〉

知的障害者支援グループ
 ☎(3981)1853 FAX(3981)4303

〈他の道府県からの転入の方は〉

- ・18歳未満
 豊島区児童相談所
 ☎(6758)7917 FAX(6758)7919
- ・18歳以上
 東京都心身障害者福祉センター
 ☎(3235)2966

精神障害者保健福祉手帳

**手帳交付
 の手続き**

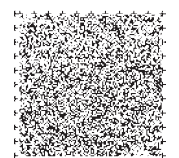
精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより、交付されます。入院、在宅による区別や、年齢制限はありません。

- ①申請は、本人が行うことが原則ですが、家族等の代理の方も行うことができます。
- ②申請書、診断書(指定のもの)は、下記窓口にあります。
 ※診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6ヶ月経過している必要があります。
 ※精神障害者のため、障害年金を受給されている方は、診断書の代わりに、年金証書の写しと同意書等で申請できます。
 ※申請の際は、本人の写真(縦4×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの)とマイナンバーに係る確認書類とはがき(1枚)をお持ちください。
- ③障害の等級は1～3級です。非該当の場合は通知します。
- ④有効期限は、原則として2年間です。
- ⑤更新手続きは、有効期限の3ヶ月前からできますので、必ず期限が切れる前に手続きをしてください。(手帳の受取りまで3ヶ月程かかります。)
- ⑥住所、氏名、障害程度に変更があったときは、必ず届け出てください。手帳を紛失したときは、再交付できます。
- ⑦都内で住所が変わったときや、都外へ転出したときは、新たな住所で申請してください。

手帳をお持ちの方へのサービス

- ※各窓口へお問い合わせください。
- ①東京都障害者休養ホーム(→107ページ)
 - ②都立公園等の入場料(→125ページ)
 - ③都立公園駐車場入場料(→125ページ)
 - ④生活保護の障害者加算(1・2級)
 - ⑤都営住宅の優遇(→113ページ)
 - ⑥都営住宅使用料(→113ページ)
 - ⑦NTT無料番号案内(→128ページ)
 - ⑧生活福祉資金の貸付(→104ページ)
 - ⑨親子ふれあい助成事業(→107ページ)
 - ⑩宿泊施設利用料(→107ページ)
 - ⑪区立体育館・プールの使用料(→108ページ)
 - ⑫東京都障害者スポーツセンター(→108ページ)
 - ⑬税の軽減(→116ページ)
 - ⑭区立自転車駐車場の使用料(→126ページ)
 - ⑮都営交通無料乗車券の発行(→121ページ)
 - ⑯NHK受信料の減免(→124ページ)

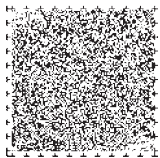
窓 口 ※あなたの住所の受持ちは(→43ページ)
 池袋保健所 健康推進課
 ☎(3987)4172 FAX(3987)4178
 長崎健康相談所
 ☎(3957)1191 FAX(3958)2188
 池袋保健所出張窓口
 (区役所4階)



身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表）

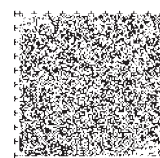
障害機能参考	等級	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由		
		視覚障害	聴覚障害		平衡機能障害	上肢	下肢
重	1	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	2	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I/4指標による、以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2指標による、以下同じ。）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
中	3	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの
	4	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
軽	5	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	6	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
度	7					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5. 一上肢の中指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	備考	1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。但し2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当級等とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とする。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。					

2 手帳の交付



肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
体幹	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上る事が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの							
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5. 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
 8. 点線内は、身体障害者旅客運賃割引規則による第一種身体障害者の範囲を示す。



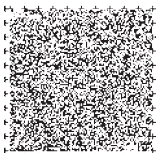
手当・年金

障害等級別で申請可能な手当の早見表

障害者本人の年齢		年齢を問わず18歳までの子を養育している人		0～20歳未満	
支給対象の目安となる等級など					
身体障害者手帳 1・2級		児童育成手当 (育成手当) [区の制度] (60ページ) ・2級上肢の一部を除く ・3級下肢の一部を含む	児童扶養手当 [国の制度] (59ページ) ※1	児童育成手当 (障害手当) [区の制度] (59ページ)	特別児童扶養手当 [国の制度] (59ページ) ・一部、身体障害者手帳4級程度も対象になります。 ※1
愛の手帳	1度				
	2度				
	3度				
身体障害者手帳3級					
愛の手帳4度					
重度の精神障害		児童育成手当 (育成手当) [区の制度] (60ページ) ※1	児童扶養手当 [国の制度] (59ページ) ※1		特別児童扶養手当 [国の制度] (59ページ) ※1
難病					

障害者手帳の取得にかかわらず申請可能な手当

障害状況	年齢制限	申請可能な手当の名称
脳性麻痺、進行性筋萎縮症の人	65歳未満	心身障害者福祉手当
脳性麻痺、進行性筋萎縮症の人、特別児童扶養手当の受給が決定している人	20歳未満	児童育成手当(障害手当)
内部疾患またはてんかん・精神疾患などにより日常生活に著しい制限を受ける人	20歳未満	特別児童扶養手当
重度の障害(肢体不自由・知的障害・著しい精神症状など)を重複している人	65歳未満	重度心身障害者手当
国や都が指定する難病医療費助成を受給している人	65歳未満	難病患者福祉手当
重度の障害により、常時介護を必要とする人	20歳未満	障害児福祉手当
著しい重度の障害により、常時特別の介護を必要とする人	20歳以上	特別障害者手当

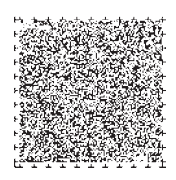


※各手当は、所得制限や入院、施設入所等の状況により申請できない場合があります。

詳細は参照ページにてご確認ください。

※1 申請には原則診断書が必要です。手帳等の内容により、診断書が省略できる場合があります。

	0～65歳未満		20歳以上
障害児福祉手当 [国の制度] (57ページ) ※1	重度心身障害者手当 [都の制度] (57ページ)	心身障害者福祉手当 [区の制度] (58ページ)	特別障害者手当 [国の制度] (56ページ) ※1
障害児福祉手当 [国の制度] (57ページ) ※1			特別障害者手当 [国の制度] (56ページ) ※1
	難病患者福祉手当 [区の手当] (58ページ)		



各種手当

特別障害者手当(国の制度)

対象 20歳以上で常時特別の介護を必要とし、次のいずれかに該当するとき（医師の診断書に基づいて判定します。）

- ①概ね、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の方
- ②①と同程度の疾病のある方
- ③日常生活がほとんどできない精神障害のある方

④表Aの障害が2つ以上ある方又は、表Aの障害が1つと表Bの障害(表Aとは異なる障害)が2つ以上ある方

⑤表Aの3～5の障害1つを有し、かつ日常生活動作において常時の介護を必要とする方

⑥表Aの6に該当し、絶対安静状態の方

表A

1. 両眼の視力が0.03以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は、両上肢のすべての指を欠くもの若しくは、両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節等以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表B

1. 両眼の視力が0.07以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4. そしゃく機能を失ったもの
5. 音声又は言語機能を失ったもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8. 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの
9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

支給制限 次のいずれかに該当するときは受けられません。

- ①施設に入所しているとき
- ②病院・診療所に3ヶ月を超えて入院しているとき
- ③所得が限度額を超えているときは支給が停止されます。

支給開始月 申請月の翌月から(新規)

手当額 月額27,980円(令和5年4月～)

支払い方法 2、5、8、11月の年4回。前月までの3ヶ月分をまとめて、障害者本人の預金口座に振り込みます。

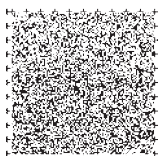
申請に必要なもの

- ①所定の診断書(窓口にあります)
 - ②身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちの方)
 - ③本人名義の金融機関の口座がわかるもの
 - ④印鑑
 - ⑤申請者本人及びその配偶者または扶養義務者のマイナンバーがわかるもの
- ※その他必要な書類の提出をお願いする場合があります。

窓口

障害福祉課 給付グループ

☎(3981)1963 FAX(3981)4303



障害児福祉手当(国の制度)

<p>対 象 20歳未満で常時介護を必要とし、次のいずれかに該当するとき（医師の診断書に基づいて判定します。）</p> <p>①身体障害者手帳1級(2級の一部)程度</p>	<p>の児童</p> <p>②愛の手帳1度(2度の一部)程度の児童</p> <p>③上記と同程度の疾病、精神障害のある方</p>
---	--

<p>1. 両眼の視力が0.02以下のもの</p> <p>2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度のもの</p> <p>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5. 両下肢の用を全く廃したもの</p> <p>6. 両太腿を2分の1以上失ったもの</p> <p>7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの</p>	<p>8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
--	--

支給制限 次のいずれかに該当するときは受けられません。

- ①施設に入所しているとき
- ②障害を事由とする公的年金を受給しているとき
- ③所得が限度額を超えているときは支給が停止されます。

支給開始月 申請月の翌月から(新規)

手 当 額 月額 15,220円(令和5年4月～)

支払い方法 2、5、8、11月の年4回、前月までの3ヶ月分をまとめて、障害児本人の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの

- ①所定の診断書(窓口にあります)
- ②身体障害者手帳、愛の手帳(お持ちの方)
- ③本人名義の金融機関の口座がわかるもの
- ④印鑑
- ⑤申請者本人及びその配偶者または扶養義務者のマイナンバーがわかるもの

※その他必要な書類がありますのでお問い合わせください。

窓 口 障害福祉課 給付グループ
☎(3981)1963 FAX(3981)4303

重度心身障害者手当(都の制度)

対 象 いずれかに該当する方

- ①重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの
- ②重度の知的障害であって、重度の身体障害を重複して有するもの
- ③重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの

支給制限 次のいずれかに該当するときは受けられません。

- ①施設に入所しているとき
- ②病院・診療所に3ヶ月を超えて入院しているとき
- ③本人の所得(20歳未満の方は扶養義務者の所得)が限度額を超えている方
- ④新規申請で65歳以上の方

支給開始月 申請月から(新規)支給

手 当 額 月額 60,000円

支払い方法 毎月、障害者本人又は代行者の預金口座に振り込みます。

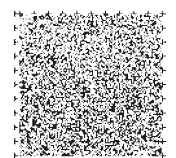
申請に必要なもの

- ①申請書・調査票(窓口にあります)
- ②身体障害者手帳、愛の手帳(お持ちの方)
- ③印鑑
- ④申請者本人のマイナンバー(申請者が20歳未満の場合、本人及びその配偶者または扶養義務者のマイナンバー)がわかるもの

※障害の程度の判定は、手帳の所持とは別に東京都心身障害者福祉センターで行います。

※その他必要な書類がありますのでお問い合わせください。

窓 口 障害福祉課 給付グループ
☎(3981)1963 FAX(3981)4303



心身障害者福祉手当(区の制度)

対 象 豊島区に住所がある方で次のいずれかに該当する方は、障害の程度に応じて、手当が受けられます。

- (1)20歳以上の方
- ・身体障害者手帳1・2級の方
 - ・愛の手帳1～3度の方
 - ・脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方

- (2)20歳以上の方
- ・身体障害者手帳3級の方
 - ・愛の手帳4度の方

- (3)20歳未満の方
- ・身体障害者手帳1～3級の方
 - ・愛の手帳1～4度の方
 - ・脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方

支給制限 次のいずれかに該当するときは受けられません。

- ①新規申請で65歳以上の方
- ②難病患者福祉手当を受給しているとき
- ③施設に入所しているとき

④児童育成手当(障害手当)(区の制度)を受給しているとき(→59ページ)

⑤本人の所得(20歳未満の方は、扶養義務者の所得)が限度額を超えているとき
申請月から支給

**支給開始月
手 当 額**

- (1)の方 月額 15,500円
(2)(3)の方 月額 8,500円

支払い方法

4、8、12月に障害者本人の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、愛の手帳
- ②本人名義の金融機関の口座がわかるもの
- ③印鑑
- ④本人のマイナンバー(20歳未満の場合は本人及び扶養義務者のマイナンバー)がわかるもの

窓 口

障害福祉課 給付グループ
☎(3981)1963 FAX(3981)4303
東部障害支援センター
西部障害支援センター

難病患者福祉手当(区の制度)

対 象 難病医療費助成制度(→65ページ)に該当する疾病で国疾病の受給者証または⑩医療券をお持ちの方(生活保護を受給されている方は、別途ご相談ください。)

支給制限 次のいずれかに該当するときは受けられません。

- ①新規申請で65歳以上の方
- ②心身障害者福祉手当を受給しているとき
- ③施設に入所しているとき
- ④児童育成手当(障害手当)(区の制度)を受けているとき(→59ページ)
- ⑤本人の所得(20歳未満の方は、扶養義務者の所得)が限度額を超えているとき

**支給開始月
手 当 額**

申請月から支給
月額15,500円

支払い方法

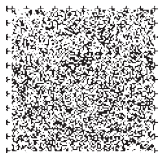
4、8、12月に受給者本人の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの

- ①国疾病の受給者証または⑩医療券(→65ページ)
- ②本人名義の金融機関の口座がわかるもの
- ③印鑑
- ④本人のマイナンバー(20歳未満の場合は本人及び扶養義務者のマイナンバー)がわかるもの

窓 口

障害福祉課 給付グループ
☎(3981)1963 FAX(3981)4303
東部障害支援センター
西部障害支援センター



特別児童扶養手当(国の制度)

－児童に障害があるとき－

- 対 象** 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方
- ①愛の手帳1～3度程度の児童
 - ②身体障害者手帳1～3級(下肢障害4級の一部)程度の児童
 - ③長時間安静を要する症状、または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童
- 支給制限** 次のいずれかに該当するときは資格消滅または、手当が支給停止となります。
- ①児童が日本国内に住所を有しないとき

- ②児童が障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき
- ③児童が施設に入所しているとき
- ④本人または扶養義務者(配偶者含む)の所得が限度額をこえているとき

- 手 当 額** 特児等級1級月額53,700円
特児等級2級月額35,760円
- 支払い方法** 申請のあった月の翌月分から、毎年4月、8月、11月に、指定の口座に振り込みます。
- 窓 口** 子育て支援課 児童給付グループ
☎(3981)1417 FAX(3980)5042
- ※申請に必要なものについてはお問い合わせください。

児童扶養手当(国の制度)

－父または母に障害があるとき－

- 対 象** 児童を扶養している父または母が重度の障害を有している方。(この場合の児童とは18歳に達した最初の3月31日までの者。ただし、中程度以上の障害を有する児童は20歳未満)
- ※障害の内容によっては、診断書の提出や就労可否の確認が必要です。
- ※手当の支給要件に該当するに至った日が、平成15年4月1日以前の場合は申請できない事があります。
- 支給制限** 次のいずれかに該当するときは、資格消滅または、手当が支給停止となります。
- ①本人または扶養義務者(配偶者含む)の所得が限度額をこえているとき
 - ②児童が施設に入所しているとき
 - ③児童が日本国内に住所を有しないとき

- ④児童または請求者が公的年金を受給中の場合、年金額が児童扶養手当額よりも低い方は、その差額分を受給できる場合があります。

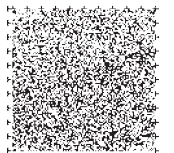
- 手 当 額** 所得により変わります。
- 児童1人目 月額10,410円～44,140円
児童2人目の加算額 月額5,210円～10,420円
児童3人目以降の加算額 月額3,130円～6,250円
- 支払い方法** 申請のあった月の翌月分から、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月に、その前月までの分を指定された口座に振り込みます。
- 窓 口** 子育て支援課 児童給付グループ
☎(3981)1417 FAX(3980)5042
- ※申請に必要なものについてはお問い合わせください。

児童育成手当(障害手当)(区の制度)

－児童に障害があるとき－

- 対 象** 心身の障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方
- ①愛の手帳1～3度程度の児童
 - ②身体障害者手帳1・2級程度の児童
 - ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童
- 支給制限** 次のいずれかに該当するときは受けられません。
- ①本人または配偶者の所得が限度額をこえているとき

- ②児童が施設に入所しているとき
- 手 当 額** 月額 15,500円
- 支払い方法** 申請のあった月の翌月分から、毎年2月、6月、10月に、その前月までの分を指定された口座に振り込みます。
- 窓 口** 子育て支援課 児童給付グループ
☎(3981)1417 FAX(3980)5042
- ※申請に必要なものについてはお問い合わせください。



児童育成手当(育成手当)(区の制度)

－父または母に障害があるとき－

対 象 18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育している父または母で、重度の障害を有している方

支給制限 次のいずれかに該当するときは受けられません。

①本人または配偶者の所得が限度額を超えているとき

②児童が施設に入所しているとき

手 当 額 月額 13,500円

支払い方法 申請のあった月の翌月分から、毎年2月、6月、10月に、その前月までの分を指定された口座に振り込みます。

窓 口 子育て支援課 児童給付グループ

☎(3981)1417 FAX(3980)5042

※申請に必要なものについてはお問い合わせください。

年金

心身障害者扶養年金(都の制度)

平成19年3月1日に制度は廃止されましたが、廃止当時に年金を受給されていた方には、終身年金が支給されます。また、廃止当時に年金を受給されていなかった方には、清算金が一括又は分割で支給されます。

窓 口 東京都福祉局 障害者施策推進部
企画課 扶養共済担当

☎(5320)4148 FAX(5388)1408

障害福祉課 給付グループ

☎(3981)1963 FAX(3981)4303

心身障害者扶養共済制度(都の制度)

内 容 扶養年金制度廃止後平成20年4月から新たに始まった制度。障害者を扶養している保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたとき、障害者に終身一定額の年金を支給する制度。転入・転出した場合でも加入が継続できる全国共通の制度

対 象 次の全ての要件を満たす方

- ①障害者の保護者であること
- ②東京都内に住所があること
- ③特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ④年度初日(4月1日)の年齢が65歳未満であること

※障害者1人に対して1人の保護者のみ加入可(2口まで)

**障害者の
範囲**

- ①知的障害者
- ②身体障害者(1～3級)

③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①又は②と同程度の方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

**掛 金 の
納付期間** 加入期間20年以上かつ加入者の年度初日の年齢が65歳になるまで

**掛 金
(月額)** 1口9,300円から23,300円。加入者(保護者)の年齢によって異なります。

※平成29年4月現在(改定される場合があります。)

※生活保護世帯、住民税非課税世帯等は掛金の減額制度があります。

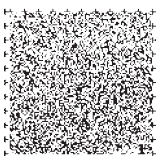
**支 給 額
(月額)** 1口当たり20,000円

窓 口 東京都福祉局 障害者施策推進部
企画課 扶養共済担当

☎(5320)4148 FAX(5388)1408

障害福祉課 給付グループ

☎(3981)1963 FAX(3981)4303



障害基礎年金(国民年金)

支給要件 **〈20歳以降65歳未満の間に初診日のある病気やケガで障害者になった方〉**

1. 次の(1)～(3)の条件すべてにあてはまる方が対象となります。

(1) 初診日に国民年金の被保険者であること。また、被保険者であった方は、初診日に60歳以上65歳未満で日本国内にお住まいであること

(2) 障害認定日に国民年金法に定める1級または2級の障害の状態にあること。(障害認定日とは初診日から1年6ヶ月を経過した日または症状が固定した日)

(3) 初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

① 初診日のある月の前々月までに保険料納付済期間または免除期間(学生納付特例・納付猶予を含む)が3分の2以上あること

② 初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと

2. 障害認定日に該当していなくても、その後65歳になるまでの間に症状が悪化した場合は、事後重症の請求ができます。

3. 所得による支給制限はありません。

〈20歳前(国民年金に加入する前)の病気やケガで障害者になった方〉

1. 障害認定日に国民年金法に定める1級または2級の障害の状態であること

(障害認定日とは20歳の誕生日前日または初診日から1年6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日)

2. 本人に一定額を超える所得があるときは、年金支給額が半額あるいは全額停止されることがあります。

3. 障害認定日に該当していなくても、その後65歳になるまでの間に症状が悪化した場合は、事後重症の請求ができます。

年金額

1級 昭和31年4月2日以後生まれ
年額993,750円

昭和31年4月1日以前生まれ
年額990,750円

2級 昭和31年4月2日以後生まれ
年額795,000円

昭和31年4月1日以前生まれ
年額792,600円

※なお、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳到達年度の末月までにある子または20歳未満で障害等級1級・2級の子がいるときは、次の額の加算があります。加算額の月額が児童扶養手当の月額より低い場合には差額分を児童扶養手当として受給できます。

1人目、2人目 年額各228,700円

3人目以降の子 年額各76,200円

支払い方法

2・4・6・8・10・12月(年6回。その月の前の2ヶ月分)

窓口

高齢者医療年金課 国民年金グループ

☎(3981)1952 FAX(3980)5015

特別障害給付金(国の制度)

対象

① 平成3年3月以前に、国民年金任意加入対象だった学生の方

② 昭和61年3月以前に、国民年金任意加入対象の厚生年金・共済組合加入者の配偶者だった方 ※①または②の方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、その病気やけがで現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方(65歳になる前までに障害の状態に該当した方に限ります。)

支給制限

本人の所得や他から受けられる公的年金が一定額を超えるときは支給が停止されます。

給付金額

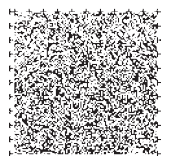
1級 月額53,650円

2級 月額42,920円

窓口

高齢者医療年金課 国民年金グループ

☎(3981)1952 FAX(3980)5015



障害厚生年金・障害手当金(一時金)(厚生年金)

〈障害厚生年金〉

- 支給要件**
- ①厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病による障害が国民年金の障害基礎年金(1級または2級)に該当する状態であるとき
 - ②障害の状態が障害基礎年金には該当しないが、厚生年金の障害等級表(3級)に該当する状態であるとき
- ※障害厚生年金は、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしているときに支給します。

〈障害手当金〉

- 支給要件**
- 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病が、初診日から5年を経過す

るまでの間に治り、その治った日において3級よりやや軽い障害の状態にあり、国民年金の障害基礎年金の保険料納付要件を満たしているとき

窓 口 お近くの年金事務所、年金相談センターへ

豊島区は池袋年金事務所

〒171-8567 南池袋1-10-13

荒井ビル3・4階

☎(3988)6011(代表) FAX(3988)1149

◎全般的な照会などは日本年金機構『年金ダイヤル』へ

ナビダイヤル0570-05-1165

傷病(補償)年金・障害(補償)給付(労働者災害補償保険)

仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合、次の制度があります。

〈傷病(補償)年金〉

療養を始めてから1年6か月を過ぎても治らず引き続き療養中で、障害の程度が傷病等級に該当する方に支給されます。

〈障害(補償)給付〉

ケガや病気が治った(症状が固定した)ときに、身体に一定の障害が残った場合、障害の程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

窓 口 ◎勤務地を管轄する労働基準監督署

◎豊島区は、池袋労働基準監督署

〒171-8502 池袋4-30-20

豊島地方合同庁舎 労災課

☎(3971)1259 FAX(3590)6532

見舞金

原爆被爆者見舞金

- 対 象** 被爆者健康手帳をお持ちの方(基準日7月1日現在区内に居住している方)
詳細は広報としま7月1日号に掲載します。

- 支払い方法** 8月下旬に本人名義の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの

- ①被爆者健康手帳
- ②本人名義の預金通帳、または口座番号がわかるもの
- ③印鑑

窓 口 障害福祉課 給付グループ

☎(3981)1963 FAX(3981)4303

